

## 栃木県教育委員会定例会会議録

平成29年1月10日(火)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員室に招集した。

1 出席者（教育長及び委員）は次のとおりである。

1 番（教育長）	宇 田	貞 夫
2 番	吉 澤	慎 太郎
3 番	伏 木	由 佳子
4 番	工 藤	敬 子
5 番	陣 内	雄 次（欠席）
6 番	岡	直 樹

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教 育 次 長	金 田	繁 夫
教 育 次 長	池 田	聖
参事（高校再編推進担当）	丹 羽	章 泰
総合教育センター所長	軽 部	幸 治
総 務 課 長	松 崎	禎 彦
施 設 課 長	江 連	隆
教 職 員 課 長	大 島	政 春
学 校 教 育 課 長	宇 梶	宏 美
特 別 支 援 教 育 室 長	中 田	誠
生 涯 学 習 課 長	猪 瀬	清 隆
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	田 代	哲 郎
文 化 財 課 長	平 野	裕
健 康 福 利 課 長	伊 藤	満
総 務 主 幹	伊 澤	純 一
人 権 教 育 室 長	鈴 木	恵 治
児 童 生 徒 指 導 推 進 室 長	赤 羽	浩
学 力 向 上 推 進 室 長	田 村	一
世 界 遺 産 登 録 推 進 室 長	羽 瀬	修

3 午前9時30分、教育長及び委員4名が出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に2番吉澤委員を指名した。

5 教育長は、本日の議案等のうち、報告11及び第1号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

6 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

## 7 報 告

### (1) 栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

教育長から説明を求められ、総務課長が説明した。

この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

### (2) 知事等の給与の特例に関する条例の制定について

教育長から説明を求められ、総務課長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

#### [委 員]

- ・ 知事・教育長等の給与を減額するということだが、増額したことはないのか。また、その場合の手続きはどうするのか。

#### [事務局]

- ・ 増額する場合は、給与に関する条例を改正することになる。

#### [委 員]

- ・ 我々、教育委員のような行政委員会の委員の報酬を見直すことはしないのか。

#### [事務局]

- ・ 今回は、知事・教育長等の特別職に関する事案であり、行政委員会委員の報酬の見直しはない。
- ・ 行政委員会委員の報酬については、4年前に、それまでの月額制を見直して月額・日額併用制とした実績がある。

### (3) 栃木県公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の制定及び一部改正について

教育長から説明を求められ、教職員課長が説明した。

この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

#### [委 員]

- ・ 介護休暇の期間中の給与については無給となるのか。

#### [事務局]

- ・ お見込みのとおり無給となる。

#### [委 員]

- ・ こうした給与体系については、各地方自治体で決められるのか。

#### [事務局]

- ・ 最終的には各地方自治体が決めるものだが、国に準拠していると言って差支えはないと思われる。

〔委員〕

- ・ 教員の残業代については、昭和41年の実態調査をもとに調整額として給与の4%の支払しかされておらず、現在の勤務実態とは乖離している。
- ・ 今後、残業代にしても、介護休暇にしても、実態を把握して、上が決まっているからというのではなく、現場の声が反映できるようなものにしていてもらいたいと思う。

〔事務局〕

- ・ 我々としてもできればそうして参りたいところであるが、給与・手当等は、国庫補助を受けていることもあり、それによって、できる・できないが大きく左右される。
- ・ 実際、国のほうで、残業代の4%の見直しを検討したことがあるが、非常に残業代が多くなってしまおうということで、現在はそのままになっている。しかし最近になって、部活動をはじめ、いろいろな面で見直しや検討が始まってきているところである。

- (4) 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の一部改正について教育長から説明を求められ、教職員課長が説明した。  
この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- (5) 平成30年度栃木県立中学校入学者選考関係諸日程について教育長から説明を求められ、学校教育課長が説明した。  
この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- (6) 平成30年度栃木県立高等学校入学者選抜関係諸日程について教育長から説明を求められ、学校教育課長が説明した。  
この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔教育長〕

- ・ 平成29年度の日程と比べて変更点は何かあるのか。

〔事務局〕

- ・ 特色選抜の期間や出願変更期間等、受験生の心情や中学校の進路指導に配慮して設定しており、平成29年度の日程と大きな変更はない。

- (7) 平成30年度栃木県立特別支援学校入学者選抜関係諸日程について教育長から説明を求められ、特別支援教育室長が説明した。  
この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔教育長〕

- ・ 宇都宮青葉高等学園は昨年1回目の入学者選抜を実施し、今年は2回目となるわけだが、1回目を終えて、青葉本体の入学者選抜の日程や他の既存の特別支援学校との日程の関係等について、保護者等から意見が聞こえてくることはないか。

〔事務局〕

- ・ 計画の段階から、青葉の受検にチャレンジをして不合格となった場合でも、セーフティネットとして他の特別支援学校に出願できる日程を設計し、中学校を通じて生徒及び保護者に説明を行い、御理解をいただいていたので、現在のところ、特に意見等は聞こえてきていない。

- (8) 平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について  
教育長から説明を求められ、スポーツ振興課長が説明した。  
この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 調査結果に全国の「国立・私立・公立」のデータはあるが、本県のデータの記載はない。この理由は、私立学校が協力してくれないのか、あるいは、協力を求めるつもりがないのか、どうなのか。

〔事務局〕

- ・ 今回、国のほうから、データの提示がなかっただけで、私立学校についても調査していると思われる。また、県独自でこのような調査をする際において、私立学校には協力的に対応していただいている。

〔委員〕

- ・ 質問紙調査は本県の良いところを抜粋しているが、全部で何問の項目があるのか。また本県の悪いところはどのようなものがあるのか。

〔事務局〕

- ・ 30項目以上ある。本県の悪いところについては、後ほどまとめて報告する。

〔委員〕

- ・ 部活動調査について、本県の場合、資料から週一日の休養日は水曜日に設けている学校が多いというように解釈してよいか。またその理由は何か。

〔事務局〕

- ・ 休養日については水曜日が多いと解釈してよいと思う。理由は、職員会議を水曜日を開く学校が多いからだと推測している。

〔委員〕

- ・ 外部人材の活用について、本県は「5人以上の活用」の割合が全国より低いが、学校の規模も考慮されるべきで一律には推し量れない項目だと思いがどうか。

〔事務局〕

- ・ 学校規模も考慮されるべきだと思うが、状況を調べて後ほど報告する。

〔委員〕

- ・ 土日の休養日については、本県は「月1回」が多いが、全国では「月4回以上」の割合が最も多い。今後、本県として休養日を増やしていくという目標を持っているのか。

〔事務局〕

- ・ スポーツ庁で、平成29年度末に休養日のガイドラインを出す予定であり、それを待って本県でも対応を考えていくことにしている。それまでは、本県の中学校体育連盟の「第1、3日曜日は休む」という申合せ事項に合わせるようお願いをしていきたい。

〔委員〕

- ・ 保護者の理解も課題だと思うが、どのように説明していくつもりか。

〔事務局〕

- ・ 保護者へも申合せ事項等について周知をしていきたいと考えている。
- ・ ただ、保護者も二分されており、もっとやれという保護者もいれば、やりすぎだという保護者もいて、そのバランスを取るのに苦労しているというのが現状である。

〔委員〕

- ・ これは学力の面や教員の多忙感などいろいろなことが絡んでくる問題であり、保護者も二分されているという話である。現状は、市町の教育委員会が個別に対応しているのだろうが、県内で競争しているのであるから、抜け駆けしてでも強くなろうとするとところも出てくるかも知れず、ある程度、県が「この日は休む」と強制力を持って臨まない限り、収拾のつかない話だと思う。
- ・ 県教委にどのくらいの権限があるのかという問題もあるのかも知れないが、少なくとも申合せ事項くらいの話ではなくて、ちゃんと県としてきちんとした指針を作って市町の教委と取り組んでいってほしい。

〔教育長〕

- ・ 今後、部活動の在り方やそれをどういった形で県全体に知らしめていくかについて検討を重ねていってほしい。
- ・ また、運動部だけでなく文化部についても、土日もなく活動しているという話も聞こえてくるので、実態把握に努めてほしい。

〔委員〕

- ・ 部活動については、皆さんとほぼ同じ意見であり、成果主義に走らないように改善してほしい。
- ・ それとは別に、小学生の運動能力が全般的に低いという結果についてだが、特に低学年において、学力と運動能力は比例しているところもあるように思う。人間として生きていく中で、総合的に運動能力と学力を両輪として向上させていくといった働きかけができればいいなと思っている。

〔委員〕

- ・ 本県から優秀なスポーツ選手を輩出しようということと、部活動における教員の負担感が相反しており課題になっているわけだが、ゆくゆくはアメリカのように学校における部活動からクラブチームの活動へとシフトしていくと思う。
- ・ 地域の外部の団体を育ててスポーツも頑張る県だが、教員の負担を減らしていく、といったしっかりとしたビジョン・方向性をもって取り組む必要があると思う。

- (9) 平成28年度小学生のスポーツ活動に関する調査結果について  
教育長から説明を求められ、スポーツ振興課長が説明した。  
この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 大変面白い調査で意義のあることだと思う。
- ・ 図2では、水泳が増えて野球が減ってきているが、どういう理由で取り組んでいるのか、どういう魅力を感じているのかということも調査したら、県の施策にも活かしていくことができると思う。

〔事務局〕

- ・ 次回5年後の調査の際には考えていきたい。

〔委員〕

- ・ 図3で活動場所の結果を見ると、学校だけでなく、地域のスポーツ施設や民間の施設など、いろいろな場所で活動しているということが分かる。
- ・ 小規模校でチームプレーができない場合も、今まではそのままだったのかも知れないが、違う学校へ出向いて、外部から指導者を招くといったこともできるのかなと思う。学校の中だけにいるより、案外たくましく育つきっかけにもなるのではないかと思う。

- (10) 平成28年度全国高等学校総合体育大会第66回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会の開催について  
教育長から説明を求められ、スポーツ振興課長が説明した。  
この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

- (11) 教育長は、報告11について議案の審議終了後に報告を受ける旨を告げた。

8 教育長は、一部順番を入れ替え、審議に移る旨を告げた。

- 9 第2号議案 平成29年度栃木県立高等学校の生徒並びに特別支援学校の高等部の生徒及び幼稚部の幼児の募集定員について  
第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。  
この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔教育長〕

- ・ 9月の募集定員の見込みのときから変更はないということでよいか。

〔事務局〕

- ・ お見込みのとおりである。

- 10 教育長は、報告11及び第1号議案については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。
- 11 第1号議案 平成28年度栃木県教育委員会各種大会優勝者等表彰について  
第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 12 教育長は、報告11について説明を受ける旨を告げた。  
(11) 臨時的任用教員の任用無効について  
教育長から説明を求められ、教職員課長が説明した。
- 13 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午前11時10分、閉会した。